

65歳以上の方などを対象に

新型コロナウイルスワクチンの定期接種を実施します。

新型コロナによって重症化する割合は、65歳以上で高く、重症化しやすいこの年代の方及びこの年代に近く一定の基礎疾患を有する方を対象に10月から定期接種を実施します。

接種対象者

①65歳以上の方

②60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方（身障手帳1級相当）

※②に該当する方で接種を希望される方は福祉課へご連絡ください。

接種できる期間

令和6年10月1日～令和7年3月31日

定期接種を受ける方法・費用

接種できる医療機関

- ・小国公立病院
- ・蓮田クリニック

自己負担額

2,100円

※直接、医療機関にお支払いください。

注意事項

- ・接種券の送付はありません。
- ・接種を希望される医療機関へ事前予約と予約日の時間厳守にご協力をお願いします。（裏面をご参照ください）
- ・インフルエンザワクチンとの接種間隔の規定はありません。
- ・予診票は各医療機関に用意してあります。接種当日の混乱を避けるためにも、事前に接種についての説明書をお読みいただき、接種前までに予診票の記入をお願いします。

小国町・南小国町以外の熊本県内の医療機関で接種を希望する場合



- ・事前に広域化予診票を市町村より発行する必要があります。福祉課窓口へお越しください。
登録医療機関以外であれば、償還払いの対応となります。

熊本県外の医療機関で接種を希望する場合

- ・依頼状、予診票を発行する必要があります。福祉課窓口へお越しください。
接種後、償還払いの手続きが必要となりますので、印鑑、領収書、振込先が分かるものを持って福祉課までお越しください。ただし、補助の上限は以下の通りとなります。
・13,200円を上限とし、接種金額より2,100円を差し引いた金額

【 問い合わせ先 】 小国町役場福祉課 健康支援係 TEL (46-2116)

新型コロナワクチン接種日程

	小国公立病院	蓮田クリニック
電話番号	46-3111	42-0125
予約期間	11月接種分 10月15日(火)～10月31日(木) 12月接種分 11月11日(月)～11月29日(金)	9月30日(月)～
予約時間	○窓口受付 8:30～12:00 土日祝を除く ○電話受付 13:30～16:30 土日祝を除く ○Web予約 24時間(小国公立病院専用)	10:00～12:00(月～土) 14:00～17:00(月火水金)
接種日程	11月5日(火)～12月23日(月)※土日祝を除く <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>新規登録</p>  </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="text-align: center;"> <p>予約</p>  </div> </div> <p>※Web予約が出来ます。先に新規登録を行い、予約に進んでください。 ※インフルエンザと同時接種が可能です。希望される方は予約の際にお伝えください。</p>	<div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; text-align: center;">月・火・水・木・金</div> <p>10:00～12:00</p> <p>※必ず事前予約(時間指定)と予診票持参が必要です。予診票はクリニック内に準備しています。</p>
接種当日の受付時間	詳しくは ○小国公立病院ホームページ ○公式ライン ○病院内掲示 でご確認ください。	<div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; text-align: center;">月・火・水・木・金</div> <p>9:30～11:30</p>
持参する物	予診票・保険証・お薬手帳	

接種できるワクチン

令和6年度秋冬の定期接種で使用するワクチンは、ファイザー社・モデルナ社・第一三共社・MeijiSeika ファルマ社・武田薬品工業社の5社のワクチンが承認されています。

小国郷内医療機関ではファイザー社・第一三共社ワクチンが定期接種で接種できます。

他のワクチンとの同時接種

新型コロナワクチンは、医師が特に必要と認めた場合に、インフルエンザワクチンや高齢者に対する肺炎球菌ワクチンと同時接種が可能です。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。詳しい情報については厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。